令和４年度　第９回美郷町教育委員会議事録

日　時　令和４年１２月１５日（木）
9 時 00 分～10 時 00 分
場　所　役場本庁舎３F　会議室

〈出席者〉　阿川教育長、大草委員、兒島委員、梅原委員、岡先委員
漆谷教育課長、吾郷課長補佐

〈議　題〉　１, いじめ事案について　【報告】
２, 区域外就学の承認について　【承認】

教育課長　それでは少し早いですが第９回の美郷町教育委員会を始めさせていただきます。では教育長からご挨拶お願いいたします。

教育長　皆さんおはようございます。寒くなりました。掛谷の波多から三瓶のところまで道路に雪がある状態ですから、でも 60 キロぐらいでまだ通常通勤ができるような状態です。コロナの方も増えているところでございますが、体調の方も皆さん気を付けていただきたいなと思います。それでは今日は会議録署名委員さんは、梅原委員さんと岡先委員さんにお願いをいたします。会期の方は今日のところでよろしいでしょうか。会議録の方は。

教育課長　申し訳ございません。会議録の方はお送りすることができませんでしたので、また次回でお願いいたします。

教育長　それでは私の諸報告、別紙の方をお願いいたします。レジメの２番目、新型コロナウイルス感染対策ということで、１１月の月末に文科省から通知が出ました。何の通知かなと思ったらまあ、これまで現場でもよく黙食黙食っていうけれど、これからは対策を講じた上で、会話も可能だよっていうようなことが書いてありました。感染対策に関しては、方針は特に大きな変化はありませんけども、そう必ず黙って食べなきゃいけないっていうことでしたが、会話するときはマスクしなさいよっていうところです。給食が終わった後、マスクをして少し会話はしてもいいよというところでした。大和小なんか確かにとってもみんな素直ですから、ダーッてみんな食べるんですよね。だから本当面白くない、なんていうのか。そんな給食

がここ数年あったなという気がしてそれが今後どう影響が出るかっていうとこら辺が、すでに影響が出てるような気がしないでもないですけど。そういってもちょっと増加傾向にあるので、現状維持で穏やかに食べようねというところで共通理解をしております。

３なんですが、リスクマネジメントっていう、教職員の不祥事が本当止まらない状況でした。そこに挙げておりますけど、交通死亡事故もありますが、定年前のほんといい先生です。死亡ということですので、これはやっぱり気をつけないといけないっていうところです。それから２番目の盗撮の方、これはいけません。懲役２年、執行猶予４年なんていう厳しい判決が出ておりました。高校でもわいせつ、出雲の方ですよね。それから、県外も載せていますが、これ元担任からずっと受けてたという。

タブレット端末。驚きましたけども。これないことはないようで、情報を入れて教室に置きっ放しのやつを、職員室へ持って帰るっていうケースがあるようで、それでこのニュースでしたから。職員会議なんかで確認をし合ったりするようですけども、さわるとなんか録音が開始されるケースもあるようです。本町では録音機のアプリは一旦消す。使うときは入れてやるというところで、録画で音が取れるっていうこともできるので、録音だけの機能のアプリを消す方向です。

最後です。ウイルスとリスクマネージメント。記事ですけども、隠蔽というわけでもないですけど、上司に隠すとかそういう風土っていうのが最終段階まで行っちゃったりしますね。情報というのは流れる風土、職員室は。最後はいじめ防止基本方針ですけども、後で報告があります。大和小のいじめっていうのは、これも最初の段階でもう少し事を大きくとらえる。これ委員会に報告するかしないかという問題かもしれませんけど、やはりそこでしっかり校内で情報を共有し、対策を練るっていうところをしっかりやらないと、また新たなことが起こるということです。いじめ事案については教育委員会にまず一報、小さなことでも一報入れておくと。そしてこの場合は校内で対策委員会を立ち上げると。その対策委員会が少人数であっても、とりあえずそのいじめに関して公式な委員会を行うというところは確認し合いました。警察っていうと昔の考えだと、大ごとだという感覚ですけど、今はもう警察もわかっておられて、これが助けになる。迷わずに、いろんなところと連携した方がいいということも確認しました。本町には隣保館が大和と邑智にあります。人権に関わることですいじめは。隣保館への連絡とか民生委員さんへ連絡とか、いろいろ早めに連絡をして、助けてもらおうよと。遅れるといろんな偏見も生まれます。こまめに報告をしてくれと。

大和小は３ヶ月間ですね、見守って、３ヶ月後に本人、家族にどうですか、大丈夫ですよっていうところで一応いじめは解消されたということに。一応ですね。そういう判断です。これから大和小は、卒業まで、今回のいじめに関して、それと対策について評価し、そして改善すべきところは改善し、流れを検証していくというようなことをしてもらうよう指示しました。それから各校には、いじめ防止基本方針をもう一度職員会議で研修し、再確認をするようにということで指示をしました。以上でございます。何かございますかね。ありがとうございました。それでは議事の方に移ります。議事が２件。まずいじめ事案についてお願いします。

教育課長　　いじめ事案の概要につきましては、前回の臨時会議の中でお話させていただいておりますので、その後というところです。教育委員会の対応っていう側面からまとめたものがございますので、そちらをご覧ください。前回ご覧いただいた資料については、学校の方の状況をまとめたものでした。こちらの方は教育委員会側の動きをまとめたものでございます。

１２月６日ですね、議会の教育民生委員会で事案の経過について、情報共有がしたいということがございましたので、委員会へ教育長、私、吾郷補佐、石原指導主事の４名で、事案の報告をしております。翌日１２月７日に被害者のご両親に対して、学校が調査の結果と今後の対応について説明をしております。その場には、教育委員会からは私と吾郷補佐、石原指導主事が同席をいたしました。また川本警察署生活安全課の方にも一緒にお話を聞いていただきました。一連の流れについて学校の調査と、そこを経ての学校の反省点それから、今後どう対応していくかというところの話をしっかりと聞いていただいた後に、保護者さんのお気持ちをお話いただきました。それが次の資料です。

１枚目２枚目は説明をされた内容、教育委員会の方からはご本人の心のケアということを大事に、保護者さんと話をしながら、サポートしていきたいとお話しております。最後のところに保護者からということで、お母様からは学級のクラスの風潮について担任に問いかけをされております。その中で、正しいことを言うと逆にターゲットになってしまうというクラスの雰囲気が嫌だと。不信感があると。表面上は元気にしているけれども、決して本人が元気だと思わないでほしいと。学校には割り切って行っているが、一緒に進学することは無理なので、具体的に邑智中へ行きたいという希望を出されました。いじめという理由で許可の対象になってくる事案ですとお話をさせていただきました。お父様の方は許せないという気持ちはあるけれども、子供たちの未来をちゃんと自分たちが守っていかないと、

潰してはいけないとおっしゃいました。進学先の具体的な希望を示されましたけれども、そのほかに教育委員会に対して何をしてほしいということは、お話しされませんでした。

学校の中では、何人かのグループで作業しなければいけない場合には、二人を一緒にしないような工夫をしています。その辺も親御さんの方にも、本人にも伝わっておりまして、そこは配慮してもらっているということをおっしゃっていました。ただ、教育委員会の対応について、納得してはおられないようです。

兒島委員　何に対してですか。

教育課長　常に学校と教育委員会で情報共有ができるのかというところでしょうか。

大草委員　でも一報がないのにどういうふうに。

教育課長　うちは比較的情報共有に機会は多いと思うのですが。どうしたらよいのか。全体でまとめた資料の方戻っていただきまして、１２月８日ですね、石原指導主事が、朝お母様の職場の方を訪問しましてお話をしています。そこの中でお母様から出てきた話では、学校からの報告がないとわからないというのが理解できない。報告がなくても知ることはできないのかと。

大草委員　それは、できないですね。

兒島委員　教育委員会だから学校のことは全て知っておくのが当たり前じゃないかということなんでしょうか。

教育課長　校長会や教頭会、あと指導主事が出かけた時、学校訪問の時に情報交換をしていますので、そのことは石原指導主事も説明しましたが、それは個人的な話という捉えをしておられるようです。私たちが考えるところが伝わっていないという気がしますので、そこのところをできるだけコンタクトを取りながら、やっていかないとと考えております。教育長もお目にかかりたいという話を指導主事を通してした時には、「負担になるので」と断られました。

それから、区域外就学の理由が、剣道がダメでいじめがいいのは理由が

わからないということを言われたそうです。最初に相談された時に、部活動での区域外就学は基本的には認められないが、指定先に希望の部活動がない場合に限って許可しているということの説明がなかったのかなと思います。8日の夕方に電話を入れておりまして、何かあったら教育委員会の方に遠慮なく、また話しできるときがあったらお声掛けくださいとお話ししました。

兒島委員　　お母さんは何か言ったりはされなかったですか。課長が伝えるだけみたいな感じだったんですか。

教育課長　　「わかりました」とは言っていただきました。

岡先委員　　これ、ご主人とお母さんの何か思いがちょっと食い違うところがあるんじゃないですか。そこがすごく気になります。

教育長　　被害者は回復に向かっているそうです。あとは心身の回復、心の回復。明るく、笑って卒業できるように。今人間関係ぐちゃぐちゃかもしれんけど、そこは学校に頑張って欲しいと思います。

教育課長　　１２月８日には加害側の子供さんの親御さんが学校にこられて、今後のことを相談しておられます。子供さんについて、これからも目をかけていかないといけない。中学校にもちゃんと引き継いでいかないといけないということは、保護者さんと学校の間で確認をされて、しっかり見ていきましょうという話はしておられます。

大草委員　　被害の子供もだけど、加害者も子供でしょう。後々問題は残るなと思います。

兒島委員　　当事者の子供たちのメンタルというか、大人の気持ちがそうなんだろうなと。

（以下、事案の詳細な部分に話が及んでいるため、ここでは記載をしない）

大草委員　　先生がそんな見ないことはないと思うんですけどね。そこを私はちょっと問題視したいんですよね。やはり、校長先生に報告して、校長先生

は教育委員会に言ってもらえば一番よかったですよね。

梅原委員　　事案１の時にですね。

大草委員　　過去は戻らないんですけど、やっぱり担任の先生、校長先生と教頭先生とやっぱり、本気にしておかないと。それが一番の原因だと私は考えます。

兒島委員　　被害者のお父さんが言っておられるように、これを機に、じゃみんなもう１回考えようやっていうようなクラスから学校全体に広がっていくといいなと思うんですけどね。

大草委員　　やっぱり先生には子供たちを守ってもらわないと。先生が守ってくれるから親も預けられると私は思うんです。

教育長　　１の事案が起こった前日が校長会だったんですよ。校長会でももちろん生徒のことを情報共有するんですけど、前日なので。この１の事案が起こって、どのレベルで報告するかっていうのは校長の質にもよるんでしょうけども。そのあと校長先生も校外学研修でバタバタしておったみたいです。だけどこれが一番じゃないかというような指導もしました。

大草委員　　バタバタが理由にはなりません。子供のことを一番に考えると。

教育長　　そうなんです。だから今おっしゃってたように、何か日常的にまあこれぐらいはというのが、担任も校長もあったんだろうなと。それしかちょっと考えられないですね。まして刃物とかが出るっていうのは、本当、最高レベルだと思い、きつく指導はしております。

教育課長　　大和小学校のいじめ事案については、以上でございます。あと、二つ資料を上げておりますのは教育民生委員会に提出しました資料です。この他にいじめ防止基本方針を提出いたしました。またご覧ください。

教育長　　では、議案２ですね。

教育課長　　担当が説明をいたします。

和田主任　　校区外就学についてです。１２月９日付で保護者さんから、指定学校変更の申し出がありました。申請者保護者さんはＡさん。指定学校今は大和中学校となっておりますが、邑智中学校への通学を希望しておられます。期間としては令和５年４月１日から令和８年３月３１日までとなります。理由は（個人情報につき記載省略）ということです。こちらのについてご審議をよろしくお願いいたします。

教育長　　いかがでございますでしょうか。

大草委員　　今の段階ではやっぱり認めてあげなきゃいけないけど。

兒島委員　　例えばここで決定が出て、今から残り３ヶ月ぐらいの間では気持ちが変わって、やっぱりというような場合は取り下げになるんでしょうか。

教育課長　　またもう１回ここで審議ですね。

兒島委員　　そうですよね。

大草委員　　どうなるかわかりませんね。生活していく中で、子供たち同士でどうなるか。

教育課長　　ただもともと希望しておられましたので。

兒島委員　　そうですね。もともとそこがあるのでといったところもあると。

教育長　　ご承認いただきますか。

大草委員　　その先で何かあればまたあとで申し上げましょう。

教育長　　ではご承認です。もう１件。

和田主任　　もう１件です。こちらは区域外就学になります。１１月２２日に大田市教育委員会から協議の申し出がありました。申請をされたのはＢさん。今度中学校に上がられるのはＣさんです。本来指定学校については邑智中学校ですが、通いたいのは大田市立第一中学校です。期間は同じく令

和５年の４月１日から令和８年３月３１日までとなっております。申請理由についてですが、現在クラブチームに通っているというところで、本人は部活動として今度ソフトテニスを続けていきたいという考えがあります。美郷町内中学校にはソフトテニス部がありませんので、大田一中のソフトテニス部に入りたいということです。こちらもご審議をお願いします。

梅原委員　　これは前例としてソフトテニスで大田に行きたいという、今まで何回もあったよね。今回これに限ってダメですよっていうのはならないですよね。

大草委員　　クラブチームってどこかあるんですか。

兒島委員　　あります。中学校に上がるとないんです。部活としてやるんであれば一中とか羽須美中ですよね。羽須美の方に行った子もいるんじゃないかと。

大草委員　　ちょっともめたけど、それはしょうがないと。芽を摘まないようにしてあげたい。いいんじゃないでしょうか。

兒島委員　　逆に例えばカヌーがしたくてこっちに区域外で来るっていうような話とかってあんまりないですかね。

教育課長　　小学生のことからしっかりカヌーをやっとってもらいたいです。大体みんな小学校の時にやってたスポーツを続けたいからということなので。カヌークラブさんに頑張ってもらって、川本の子とか飯南の子とか引き込んで、そこから来るようになるといいですよね。

兒島委員　　それこそ中央高校で一番頑張っているその２年生の早い子なんかは、滋賀か京都だったかな、でも中学校やってなくて来て、高校から始めてもすごい伸びた。そういう経験してなくても来てる。出ていくばっかりで、入ってくれるといいなと思って。

教育長　　飯南と川本には言ってますよ。国スポに向けてウエルカムですよ。

兒島委員　　取る取られるじゃなくて、子の可能性を広げていくって言ったと

ころで、こういいなと思います。

教育長　　ではご承認いただけますか。ありがとうございました。

教育長　　それではその下、コミュニティ・スクールについて。

教育課長　　この後、コミュニティ・スクールの視察研修ということで南部町へ出かけますが、今現在、美郷町の方ではどこまで取り組みを進めているかというところを、藤住社会教育主事から説明させていただきます。

藤住社会教育主事　　社会教育主事藤住です。よろしくお願いします。教育委員会では、令和５年度に全小・中学校をコミュニティ・スクールにするいうところで進めています。それはなぜかというと、様々なメリットがあるからです。そのメリットについては今日南部町の方へ行って、お話を伺いたいなと思います。コミュニティ・スクール、略して、頭文字を取って「ＣＳ」っていうふうによく言います。「ＣＳ」と言えばコミュニティ・スクールというふうに思っていただければよろしいかと思います。

ではコミュニティ・スクールとは何かということですが、それは学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでいます。この制度は、実は法律、地教行法にもですね、きちっと定められていて、平成１６年に制度ができました。少しずつ全国の学校がコミュニティ・スクールになりつつあったんですけれども、なかなか導入が進んでいませんでした。平成２９年に制度が改正をされまして、今どんどんコミュニティ・スクールが増えていっています。もう３０％全国的に越えていると思います。なぜかというと、国の方がすべての学校をコミュニティ・スクールにする努力をしなさいと努力義務化を課しています。それによってどんどん増えていってる状況で、島根県においても、東部の方の学校はほぼコミュニティ・スクールになっています。松江市、出雲市、雲南市等はすべての学校がもうすでになっています。西部の方はあまり進んでないという状況です。

じゃあ学校運営協議会は何かということなんですが、これは教育委員会が設置をいたします。委員さんですが、これは保護者代表であったりだとか、地域の方代表であったりとか、様々な地域住民が

協議会の委員になるんですが、その委員についても、教育委員会が任命をするというふうになっております。これまでは学校長が作成した計画を承認するだけという形になっていたのが、その委員さんが一定の権限、責任を持って学校運営に参画できるっていう仕組みに変わっていきます。その協議会の中で、これからその学校をどういうふうにしていくか、地域をどのようにしていくかというのを話し合っていくということになる。では協議会にはどのような機能があるかというと、ざっと言うと３つの機能があります。四角の中に３つ丸があると思いますが、一番上ですね、これは学校長が作成する運営の基本方針を承認することということなんですが、これは必ずやらないといけないマスト必須条項です。ですが、この承認っていうのはいわゆる学校長が作ったものを、それでいいですよっていう、ＯＫではなくてですね、一緒にやっていきましょうという、いわゆるレッツていうような意味合いの承認だそうです。その辺も今日お話があるんじゃないかなと思います。そして下２つについてはできる条項です。必ずしないといけないということではないんですけれども、それは学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。それから一番下ですね、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるということなんですが、この任用に関してっていうところについて、例えばあの先生を呼んできて欲しいとかっていうことではなく、例えば読書活動を充実させたいので図書司書の資格を持った方を呼んできて欲しいだとかですね、もっと社会教育との連携を進めたいので社会教育主事の資格を持った教員を充てて欲しいとかというような要望です。ここに書いてある通りこの学校運営協議会は教育委員会の下部組織になりますので、委員さんは特別職の非常勤公務員という形になりますので、守秘義務が発生します。

では美郷町の学校運営協議会ですけれども、これまでは各学校に協議会を置くという制度だったんですが、これが改正になって複数校で協議会を置いてもいいというふうに変わりました。それで美郷町は邑智校区と大和校区があって、それぞれ小学校中学校が１校ずつですので、小中校区に一つの協議会を置くというような予定で準備を進めていきます。そうしますとそこにマル三つ書いてある通り、中学校区で目指す子供像の姿みたいなものの話し合いができていったり、何を実現していくのか、地域の参画、協働化にというあ

たりをですね、この協議会の中で話できればいいなと思います。その下、保育園から中学校まで保小中と一つずつですので、９年間もしくは１２年間一貫したふるさとキャリア教育の充実などができていくんではないかなというふうに考えています。

では美郷町のこれまでの取り組みとこれからというところ、最後の資料になります。これまで会議を三つ設けまして、準備委員会、推進委員会、それから校区準備会という三つの会議を開きながら準備を進めているところです。学校の校長先生、教頭先生あたりも含めた準備会というですね、先月１５日に開催して、具体的なことを少しずつ話し合っているところです。

それで本日、教育委員会の皆さんの視察研修で南部町に出かけていくというところです。今後ですが、先ほど申しました通り、これは教育委員会が設置をして委員を任命するということになりますので、２月３月のところの教育委員会で、その学校運営協議会規則であるとか、委員さんの承認が必要になってくると思われます。それを受けまして、来年度４月のところで学校運営協議会制度がスタートをしていくという形になろうかと思います。それともう一つ、学校長の管理職の先生方には研修を受けていただいたり、この制度についての説明などもしてるところですが、やはり先生方の理解も必須だというところで、２月の８日には先生方を対象としたこの制度の研修会を一斉に行う予定にしております。この講師については、今日伺う福田教育長さんにお願いをしているところです。今年度はちょっと難しいかなと思ってるんですが、来年度制度ができたところで、やはり地域の方にもこういうふうな制度ができました、というような説明会であったり、地域を巻き込んだ話し合いの場みたいなものも設置をしていきたいなと考えているところです。以上です。

教育長　　では次回は１月の２５日水曜日、１時半からお願いします。それでは第９回教育委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。